

富山県中小企業ビヨンドコロナ補助金（第4次募集）Q & A

目次

【申請受付について】・・・P7～

Q1-1 「内容審査のうえ、先着順に受付」とありますが、内容審査はどのような審査ですか。

Q1-2 オンライン申請と郵送申請で、必要書類は異なりますか。

Q1-3 郵送申請にあたり、募集開始前に発送してもよいですか。

Q1-4 第1次～第3次募集で不採択となった場合、第4次募集への申請は可能ですか。また、第1次～第3次募集で採択となった場合、第4次募集にも申請することは可能ですか。

Q1-5 第1次～第3次募集で採択となったが、導入を予定していた設備等の納入の遅れ等の理由により、申請を取り下げざるを得なかった場合に、第4次募集で同じ枠へ申請することは可能ですか。

Q1-6 令和3年度までに実施した「富山県中小企業リバイバル補助金」「ミニリバイバル補助金」「IoT・AI活用ステップアップ補助金」の採択事業者も申請可能ですか。

Q1-7 全体の予算額はいくらですか。

Q1-8 採択倍率はどのくらいになりますか。

Q1-9 生産性向上枠と特別枠の両方に申請することはできますか。また、特別枠①～③のいずれか1つと、特別枠④の両方に申請することはできますか。

【補助対象者について】・・・P10～

Q2-1 売上の減少が要件とのことですが、具体的にどれくらい減少していることが必要ですか。

Q2-2 利益率の減少が要件とのことですが、どのように確認すればよいですか。

Q2-3 利益率の減少が確認できる書類がない場合はどうすればよいですか。

- Q2-4 売上総利益率とはどのようなものですか。
- Q2-5 営業利益率とはどのようなものですか。
- Q2-6 売上高減少要件と利益率減少要件は両方とも満たす必要がありますか。
- Q2-7 利益率の減少率が5%以上となるのはどのような場合ですか。
- Q2-8 新しく創業した事業者でも、補助対象となりますか。
- Q2-9 令和4年度までは個人事業主でしたが、令和5年度から法人成りしました。この場合、補助対象となりますか。
- Q2-10 一般財団法人、社会福祉法人、学校法人や複数の者で作った団体(任意団体)などは補助対象となりますか。
- Q2-11 補助対象外となる性風俗営業等事業者とは、どのような事業者ですか。
- Q2-12 県外に本社を置き、県内に支店がある事業者は対象となりますか。
- Q2-13 第三セクター(自治体等の資本有等)は対象となりますか。
- Q2-14 社会福祉法人、財団法人、社団法人は対象となりますか。
- Q2-15 対象となる組合には、どのようなものが該当しますか。

【特別枠について】・・・P15～

- Q3-1 特別枠の採択基準などがありますか。
- Q3-2 企業間連携「ワンチームとやま枠」に申請するにあたって、中小企業と小規模企業の連携の場合、補助率は3/4と4/5のどちらになりますか。
- Q3-3 企業間連携「ワンチームとやま」枠では、大企業との連携も対象となりますか。
- Q3-4 企業間連携「ワンチームとやま」枠では、代表者が同じ企業2社を含む連携も対象となりますか。
- Q3-5 企業間連携「ワンチームとやま」枠において、連携事業者間での受発

注経費は補助対象になりますか。

Q3-6 業態転換・事業承継枠の申請要件などはありますか。

Q3-7 業態転換・事業承継枠では、事業承継にあたって発生する設備の処分費用も対象となりますか。

Q3-8 個人事業主である親から子への代替わりについても、業態転換・事業承継枠の対象になりますか。

Q3-9 DX枠の申請要件は。

Q3-10 カーボンニュートラル枠の申請要件は。

Q3-11 二酸化炭素排出量はどのように算定すればよいですか。

【補助対象事業について】・・・P19～

Q4-1 第4次募集では12月5日（月）以降に実施した事業が対象とのことですが、12月4日（日）に見積りを徴収し、12月5日（月）に購入費用を支払った備品の購入費用は補助対象になりますか。

Q4-2 第4次募集において、令和4年12月5日（月）以降に実施し、令和5年6月20日（火）（申請受付開始日）までに、支払い済みの経費は補助対象経費となりますか。

Q4-3 同じ事業について、国や県の他の補助金を活用している事業は申請できますか。

Q4-4 手引き3頁に記載されている他の助成制度との事業費や内容の棲み分けは、具体的にどうすればよいですか。

Q4-5 県が主催するイベント等への出展料は補助対象ですか。

Q4-6 補助対象経費や補助金申請額は必ず税抜でなければなりませんか。

Q4-7 複数者からの見積りは必須ですか。また、押印付が必須ですか。

Q4-8 グループ企業からの見積りでもよいですか。

Q4-9 第4次募集においては、県内事業者への発注が条件となっていますか。

- Q4-10 机や棚、食器などの備品も対象となりますか。
- Q4-11 保証料（購入店舗で追加料金を支払い保証期間の延長をする場合）は対象となりますか。
- Q4-12 ECモール出店登録料とはどのような経費ですか。
- Q4-13 個室にするための間仕切り工事は対象となりますか。
- Q4-14 広告宣伝費はどのようなものが対象となりますか。
- Q4-15 テレワークやテレビ会議に用いるパソコンやタブレット、DXを進めるためのクラウド活用に伴うサーバー機導入は、補助対象になりますか。
- Q4-16 パソコンのリース費用は対象となりますか。
- Q4-17 マスクや消毒液、割り箸や弁当容器などの消耗品は対象となりますか。
- Q4-18 家庭用エアコンの購入は助成の対象となりますか。
- Q4-19 補助対象外経費に人件費とありますが、事業の実施にあたって臨時雇用した場合の人件費は対象になりますか。
- Q4-20 人材派遣に係る紹介手数料や、事業実施のための専門家への相談料やコンサルタント費用等は対象となりますか。
- Q4-21 中古商品は対象経費として例外なく認められないのでしょうか。
- Q4-22 駐車場の整備は補助対象となりますか。
- Q4-23 補助対象経費としての車両導入はキッチンカーのみが対象ですか。
- Q4-24 太陽光パネルの設置は対象となりますか。

【申請書類について】・・・P24～

- Q5-1 法人番号が分からない場合はどうしたらよいですか。
- Q5-2 確定申告書を郵送または電子申告等しているため、税務署の受付印や受信通知を受けていません。この確定申告書は提出書類として足りますか。

- Q5-3 月間事業収入がわかるものとは具体的にどのようなものですか。
- Q5-4 営業許可証がなくなりました。店に提示している許可証の写真ではだめですか。
- Q5-5 営業許可証が先代の名義や、妻の名義となっており、申請者と違いますがよいですか。
- Q5-6 本人確認書類は1種類でよいのでしょうか。
- Q5-7 本人確認書類は身体障害者手帳の写しでもよいのでしょうか。
- Q5-8 申請書や誓約書には押印が必要ですか。
- Q5-9 設備、備品の導入、工事の発注の際の複数事業者からの見積りについては、少額であっても必要ですか。
- Q5-10 上記見積り書はいつ提出すればよいですか。
- Q5-11 飲食業は営業許可証（写）の提出は必須条件ですが、ほかの業界（建設業とか不動産業とか塗装業等）は不要ですか。
- Q5-12 組合での申請の場合、＜様式第1号の4 売上高減少確認書＞の売上高には、どの収益を記載すればよいですか。

【補助金の支払いについて】・・・P25～

- Q6-1 概算払いが認められるのはどのような場合ですか。
- Q6-2 事業完了後、補助額（税抜）が10万円を下回った場合はどうなりますか（生産性向上枠の場合）。

【その他】・・・P26～

- Q7-1 事業で整備した設備や購入した備品などの取得財産は、いつまで保存しておく必要がありますか。
- Q7-2 支払い関係書類（請求書等）はいつまで保管する必要がありますか。
- Q7-3 実績報告時に提出する写真はどのようなものを撮影すればよいですか。

- Q7-4 オンライン申請の場合、実績報告もオンラインで可能ですか。
- Q7-5 補助対象品の購入の際のレシートの扱い（支出証拠書類として）について
- Q7-6 補助対象期間中に、事業に係る支出や導入する設備の設置等が間に合わない場合は実績報告を遅らせることはできますか。
- Q7-7 実績報告は実績報告提出期限（令和6年1月12日（金））までであれば、提出はいつでもよいですか。
- Q7-8 優先採択について、要件を満たせば採択されますか。また、要件を満たしていない場合は採択されませんか。
- Q7-9 県外に本社がある例えば家電量販店などの県内店舗への発注も優先採択の対象となりますか。
- Q7-10 優先採択の条件となっている「パートナーシップ構築宣言」とは何ですか。どのように登録すればよいですか。

【生産性向上枠について】・・・P28～

- Q8-1 生産性向上枠の申請要件は。
- Q8-2 省エネ診断を受診する場合はどこに診断を依頼すればよいですか。
- Q8-3 過去に「省エネ・コスト削減枠」又は「生産性向上枠」で採択されている場合、中小企業ビヨンドコロナ補助金を活用していない省エネ診断の受診結果を基に「生産性向上枠②-2 省エネ診断の受診結果に基づく省エネ対策」に申請することはできますか。

【補助率の引上げについて】・・・P29～

- Q9-1 補助率の引上げ要件は。
- Q9-2 申請し、実績報告で引上げ要件を充足できなかった場合はどうなりますか。
- Q9-3 省エネ診断単体での申請の場合も対象となりますか。
- Q9-4 複数の枠で申請している場合、引上げ要件を満たせば、全ての申請に

ついて補助率が引き上げられますか。

Q9-5 従業員数を削減し、引上げ要件を満たした場合でも対象となりますか。

Q9-6 賃金引上げの確認書類として、どのような書類を提出すればよいですか。

Q9-7 賃上げについては、所定労働時間の短縮のみによる時給単価の引上げでも対象となりますか。

Q9-8 第3次募集において補助率引上げ申請に係る賃上げを実施した場合、その際の賃上げの実績をもって、第4次募集の補助率引上げ申請を行うことはできますか。

#### 【申請受付について】

Q1-1 「内容審査のうえ、先着順に受付」とありますが、内容審査はどのような審査ですか。

A 内容審査は、申請書類に不備がなく形式上整っているかに加え、事業内容が適切か、具体的で実現性が高いか、事業効果が大きいかなどについて審査します。特に事業効果については、技術面（取組み内容の革新性、優位性）、事業化面（市場ニーズの有無、費用対効果）、政策面（地域経済への波及効果）といった視点で審査し、効果が大きいものから優先的に採択とします。このため、事業内容を精査のうえ申請してください。

申請状況によっては、募集期間中であっても受付を終了することがありますので、ご了承ください。ただし、申請書に不備等があった場合は、受付期間内に再度提出いただく必要がありますのでご注意ください。

Q1-2 オンライン申請と郵送申請で、必要書類は異なりますか。

A 同じです。ただし、オンライン申請の場合、交付申請書（様式第1号）は申請フォームにて必要事項を入力いただくことになります。それ以外の関係書類については、申請フォームにPDFファイル（又はzipファイル）で添付し申請いただきます。

Q1-3 郵送申請にあたり、募集開始前に発送してもよいですか。

A 募集開始日の6月20日（火）以降の消印（発送）のものとしします。よって、6月20日（火）より前に郵送されたもの（6月19日（月）以前の消印のもの）や、持参やポストへの投函など郵送以外の方法で提出されたものは対象外となりますのでご注意ください。

なお、稀にメール便等で申請書を送ろうとされる方がおられますが、申請書は信書に該当し、通常のメール便では送ることはできません。郵送又は信書を扱うこと

が可能な輸送サービスをご利用ください。

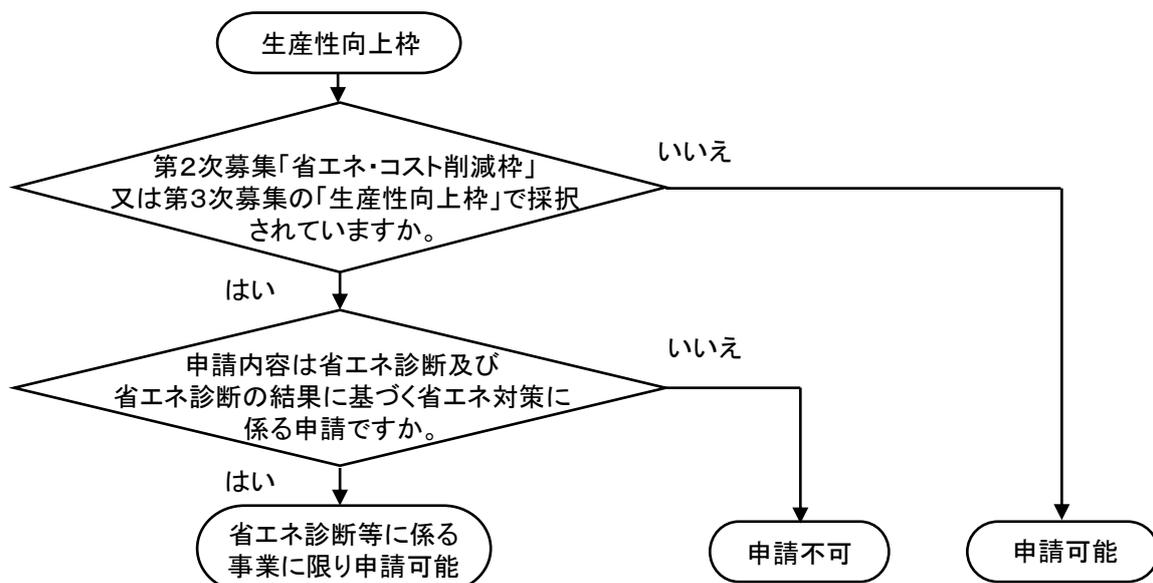
**Q1-4 第1次～第3次募集で不採択となった場合、第4次募集への申請は可能ですか。また、第1次～第3次募集で採択となった場合、第4次募集にも申請することは可能ですか。**

**A** 第1次～第3次募集で不採択となった場合は、事業内容を再度ご検討、見直しいただいたうえで、第4次募集に申請が可能です。一方、第1次～第3次募集での採択状況によっては、申請することができない枠がございます。申請の可否については、以下の表及びフローチャートによりご確認ください。

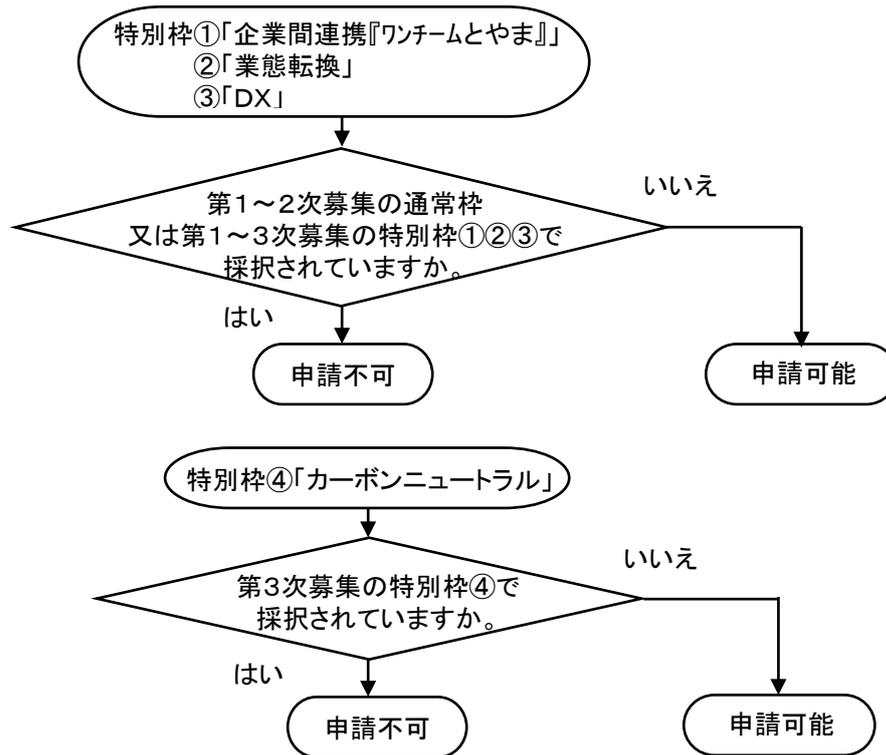
申請枠	申請可能者
生産性向上枠① 燃料・電力の消費抑制又は原材料費の削減を図る事業等で生産コスト低減をすることが見込まれるもの	第2次募集の「省エネ・コスト削減枠」又は第3次募集の「生産性向上枠」で採択された事業者以外が申請可能
生産性向上枠② 省エネ診断等 ②-1 省エネ診断の受診 ②-2 省エネ診断の受診結果に基づく省エネ対策	過去の採択状況に関係なく申請可能
特別枠① 「企業間連携『ワチムとやま』」	第1～2次募集の通常枠又は第1～3次募集の特別枠①②③のいずれかで採択された事業者以外が申請可能
特別枠② 「業態転換・事業承継」	第1～2次募集の通常枠又は第1～3次募集の特別枠①②③のいずれかで採択された事業者以外が申請可能
特別枠③ 「DX」	第1～2次募集の通常枠又は第1～3次募集の特別枠①②③のいずれかで採択された事業者以外が申請可能
特別枠④ 「カーボンニュートラル」	第3次募集の特別枠④で採択された事業者以外が申請可能

※生産性向上枠①②のどちらかと特別枠①②③のいずれか1つと特別枠④は併用可能

<生産性向上枠>



<特別枠>



Q 1-5 第1次～第3次募集で採択となったが、導入を予定していた設備等の納入の遅れ等の理由により、申請を取り下げざるを得なかった場合に、第4次募集で同じ枠へ申請することは可能ですか。

A 導入を予定していた設備等の納入の遅れ等の理由により事業の廃止承認申請を承認された案件については、第4次募集で同じ枠へ申請可能です。再申請された場合も、補助対象期間中に、支出や設備の設置等が完了するよう計画的に事業を実施してください。

Q 1-6 令和3年度までに実施した「富山県中小企業リバイバル補助金」「ミニリバイバル補助金」「IoT・AI活用ステップアップ補助金」の採択事業者も申請可能ですか。

A 申請可能です。

Q 1-7 全体の予算額はいくらですか。

A 本事業の全体の予算額は60億円となっています。第1次募集分で10億円、第2次募集分で25億円、第3次募集で15億円、第4次募集で10億円です。

Q 1-8 採択倍率はどのくらいになりますか。

A 申請状況によって変化しますが、「富山県中小企業ビヨンドコロナ補助金」の第1～2次募集については、約1.3倍の倍率となりました。

Q 1 - 9 生産性向上枠と特別枠の両方に申請することはできますか。また、特別枠①～③のいずれか1つと、特別枠④の両方に申請することはできますか。

A 生産性向上枠①②のどちらかと特別枠①②③のいずれか1つと特別枠④は併用可能です。それぞれの枠に申請可能かはQ 1 - 4をご参照ください。

【補助対象者について】

Q 2 - 1 売上の減少が要件とのことですが、具体的にどれくらい減少していることが必要ですか。

A 少しでも売上が減少していれば対象となります。具体的には、様式第1号の4「売上減少確認書」に記載いただく、令和4年8月から直近（申請日の属する月の前月）までのうち、任意の3か月の合計売上高が、令和元年度から令和3年度うち、任意の年度の同3か月（同一年度）の合計売上高と比較して減少していることが要件となります。

※ 募集の手引き（以下、「手引き」という。）P 5参照

イメージ

比較対象年度	令和4年(2022年)					令和5年(2023年)						
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
H31/R元	令和元年(2019年)					令和2年(2020年)			平成31年/令和元年(2019年)			
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
R2	令和2年(2020年)					令和3年(2021年)			令和2年(2020年)			
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
R3	令和3年(2021年)					令和4年(2022年)			令和3年(2021年)			
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月

※ 比較対象年度は令和元年度から令和3年度のうちから1年度を選択してください。複数年度を混合して比較することはできません。

Q 2 - 2 利益率の減少が要件とのことですが、どのように確認すればよいですか。

A 具体的には、様式第1号の5「利益率減少確認書」に記載いただく、令和4年8月から直近（申請日の属する月の前月）までのうち、任意の3か月の売上総利益率又は営業利益率と、令和元年度から令和3年度のうち、任意の年度の同3か月（同一年度）の同利益率を比較し、減少率が5%以上であるかを確認してください。

(例) 任意の3か月 R4. 9、R5. 3、R5. 4 の売上総利益率が 30%、  
令和3年度の同3か月 R3. 9、R4. 3、R3. 4 の売上総利益率が 32% の場合の  
利益率の減少率は

$$\frac{30 - 32}{32} \times 100 = \Delta 6.25\%$$

Q2-3 利益率の減少が確認できる書類がない場合はどうすればよいですか。

- A 経理ソフトやエクセルデータのほか、手書きの台帳のコピー等でも構いませんので、対象月の月間事業収入及び原価等がわかるものを作成しご提出ください。  
また、上記書類のほか、追加で確認資料（決算書又は確定申告書等）の提出を求める場合があります。

Q2-4 売上総利益率とはどのようなものですか。

- A 売上高に対して、売上総利益が占める割合を示す財務指標です。

売上総利益は売上高から売上原価を差し引いたものです。

$$\text{売上総利益} = \text{売上高} - \text{売上原価}$$

$$\text{売上総利益率} = \text{売上総利益} \div \text{売上高} \times 100$$

(例) 売上高 (300 万円)

売上原価 (210 万円)	売上総利益 (90 万円)
---------------	---------------

上記の場合、売上総利益は売上高 300 万円から売上原価 210 万円を引いた 90 万円

$$\text{売上総利益} : 300 \text{ 万円} - 210 \text{ 万円} = 90 \text{ 万円}$$

売上総利益率は売上高 300 万円に対して、売上総利益 90 万円が占める割合

$$\text{売上総利益率} : 90 \text{ 万円} \div 300 \text{ 万円} \times 100 = 30\%$$

Q2-5 営業利益率とはどのようなものですか。

- A 売上高に対して、営業利益が占める割合を示す財務指標です。

営業利益は売上高から売上原価、販売費・一般管理費を差し引いたものです。

$$\text{営業利益} = \text{売上高} - (\text{売上原価} + \text{販売費} \cdot \text{一般管理費})$$

$$\text{営業利益率} = \text{営業利益} \div \text{売上高} \times 100$$

※販売費・一般管理費とは

商品・製品・サービスの販売業務や一般管理業務に関して発生した費用の額。販売手数料、荷造費、運搬費、広告宣伝費、保管費、販売費及び一般管理業務に従事する従業員の給料、賃金、手当、賞与、福利厚生費、販売費及び一般管理部門関係の交際費、交通費、通信費、光熱費、消耗品費、租税公課、減価償却費、修繕費、保険料、不動産賃借料等の合計額

(例) 売上高 (300 万円)

売上原価	人件費	販売手数料	広告宣伝費	光熱費	消耗品費等	営業利益 (30 万円)
売上原価 (170 万円)	販売費・一般管理費 (100 万円)					

上記の場合、営業利益は売上高 300 万円から売上原価 170 万円と販売費・一般管理費 100 万円を引いた 30 万円

$$\text{営業利益} : 300 \text{ 万円} - 170 \text{ 万円} - 100 \text{ 万円} = 30 \text{ 万円}$$

営業利益率は売上高 300 万円に対して、営業利益 30 万円が占める割合

$$\text{営業利益率} : 30 \text{ 万円} \div 300 \text{ 万円} \times 100 = 10\%$$

Q2-6 売上高減少要件と利益率減少要件は両方とも満たす必要がありますか。

A どちらか一方のみの充足でよく、両方の要件を満たす必要はありません。

Q2-7 利益率の減少率が5%以上となるのはどのような場合ですか。

A 以下に例を示します。

(例1) 売上高が変わらず、売上原価が3%増加した場合の売上総利益率

	令和4年4月以降の 任意の3か月合計	令和元～3年度の うち、任意の年度の 同3か月（同一年 度）合計
売上高	3,000 千円	3,000 千円
売上原価	2,163 千円	2,100 千円
売上総利益	837 千円	900 千円
売上総利益率	27.9%	30.0%

売上高 (300 万円)

直近任意の 3か月	売上原価 (216万3千円)	売上総利益 (83万7千円)
任意の年度の 同3か月 (同一年度)	売上原価 (210万円)	売上総利益 (90万円)

売上総利益率の減少率

$$\frac{27.9 - 30.0}{30.0} \times 100 = \Delta 7.0\%$$

(例2) 売上高が5%増加し、売上原価が8%増加した場合の売上総利益率

	令和4年4月以降の 任意の3か月合計	令和元～3年度の うち、任意の年度の 同3か月合計（同一年 度）
売上高	3,150 千円	3,000 千円
売上原価	2,268 千円	2,100 千円
売上総利益	882 千円	900 千円
売上総利益率	28.0%	30.0%

売上高 (315 万円)

直近任意の 3 か月	売上原価 (226 万 8 千円)	売上総利益 (88 万 2 千円)
	売上高 (300 万円)	
任意の年度の 同 3 か月 (同一年度)	売上原価 (210 万円)	売上総利益 (90 万円)

売上総利益率の減少率

$$\frac{28.0 - 30.0}{30.0} \times 100 = \Delta 6.6\%$$

Q 2 - 8 新しく創業した事業者でも、補助対象となりますか。

A 令和4年2月以降に創業した事業者は対象となりません。

※ 令和4年2月以降に創業した場合、比較できる売上等が令和4年2月分と3月分しかないため、申請することができません。

Q 2 - 9 令和4年度までは個人事業主でしたが、令和5年度から法人成りしました。この場合、補助対象となりますか。

A 同一の事業を引き続き実施していると確認できる場合は対象となります。事業譲渡証明書又は法人に引き継ぐという理由を記載した個人事業廃業届及び法人登記後の登記事業証明書を申請時に提出してください。

Q 2 - 10 一般財団法人、社会福祉法人、学校法人や複数の者で作った団体(任意団体)などは補助対象となりますか。

A なりません。補助対象者については、①中小企業者又は小規模企業者、②NPO法人、③医療法人、③中小企業等経営強化法に基づく組合を対象としています。詳細は、手引きP6「対象事業者の範囲」を確認ください。

※ ①に該当するかは、中小企業庁のホームページ

FAQ「[https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01\\_teigi.htm](https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm)」を参照

なお、個人事業主やフリーランスは、中小企業者又は小規模企業者のいずれかに該当します。

Q 2 - 11 補助対象外となる性風俗営業等事業者とは、どのような事業者ですか。

A 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者です。

Q 2 - 12 県外に本社を置き、県内に支店がある事業者は対象となりますか。

A 県内に主たる事務所、事業所がある必要<sup>\*</sup>があり、対象となりません。ただし、

特別枠の企業間連携「ワンチームとやま」については、県内事業者が中心となる連携事業であれば、県外企業との連携や大企業との連携も可能です。

※ 本社登記が県内にあるかどうかで判断します。本社登記が県外の場合は対象となりません。補助事業期間中に県外移転があった場合は、交付決定を取り消します。

Q2-13 第三セクター（自治体等の資本有等）は対象となりますか。

A 対象となります。（資本構成の中に自治体等、中小企業者以外が入っていても対象となります。）

Q2-14 社会福祉法人、財団法人、社団法人は対象となりますか。

A 原則、対象外ですが、医業を主たる事業とする上記法人は対象となります。（医療法人も対象となります）

Q2-15 対象となる組合には、どのようなものが該当しますか。

A 中小企業等経営強化法に基づく組合で売上が減少している組合が対象となります（事業協同組合や商工組合、企業組合、協業組合のほか、特別の法律により設立された組合のうち中小企業等経営強化法施行令で定められているもの（例：生活衛生同業組合、酒造組合など））。

- ・対象となる組合は、以下の表に該当する組合になります。
- ・該当しない組合は対象となりません。（例：農業協同組合法に基づき設立される農業協同組合や水産業協同組合法により設立される漁業協同組合など）

組織形態
企業組合
協業組合
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会
商工組合、商工組合連合会
商店街振興組合、商店街振興組合連合会
水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会 <sup>注1</sup>
酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会 <sup>注2</sup>
内航海運組合、内航海運組合連合会 <sup>注3</sup>
技術研究組合（直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業であるもの）

注1 その直接又は間接の構成員の3分の2以上が5,000万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの。

注2 その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるも

の並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの。

注3 その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの。

### 【特別枠について】

Q3-1 特別枠の採択基準などがありますか。

A 効果的な事業であり大きな経済波及効果が見込まれる、又は、独自性があり、先駆的、革新的であるなど、地域経済を牽引するモデルとして期待できる事業を優先的に採択します。

Q3-2 企業間連携「ワンチームとやま枠」に申請するにあたって、中小企業と小規模企業の連携の場合、補助率は3/4と4/5のどちらになりますか。

A 連携事業者の事業者区分（中小企業者、小規模企業者）の構成割合により決定します。同数の場合は、代表事業者の事業者区分の補助率を適用します。

（例）中小企業3者、小規模企業2者の場合 → 中小企業者として申請

同数の場合は、申請を行う、事業の中心となる代表事業者が事業者区分（中小企業者又は小規模企業者）により判断します。

なお、事業期間中に連携事業者数の変更等があった場合、内容によっては、補助率の変更や、交付決定の取り消しとなることがあります（中小企業と小規模企業者の構成割合に変更がある場合や、連携を取り止めた場合など）。

Q3-3 企業間連携「ワンチームとやま」枠では、大企業との連携も対象となりますか。

A 大企業との連携も可能ですが、大企業が負担する経費については補助対象外とします。この場合、補助率は、大企業を中小企業としてカウントし決定します。

また、大企業以外でも、学校法人や農事組合など、中小企業・小規模企業者以外の事業者が連携に入ることは可能ですが、中小企業者・小規模企業者以外が支払う経費については補助対象外となります。

Q3-4 企業間連携「ワンチームとやま」枠では、代表者が同じ企業2社を含む連携も対象となりますか。

A 対象となりません。グループ企業や資本関係上で連携参加企業の資本が50%以上入っている企業は対象となりません。

Q3-5 企業間連携「ワンチームとやま」枠において、連携事業者間での受発注経費は補助対象になりますか。

A 対象となりません。連携にあたり、第3者へ発注する備品や原材料等の経費が対象となります。

Q3-6 業態転換・事業承継枠の申請要件などがありますか。

A 事業内容が次のいずれかに該当する事業が対象となります。

(1) 業態転換等を伴う事業

業態転換等による事業構成の見直し、再構築を図る補助事業の実施により、売上高全体に占める補助事業が含まれる事業分野<sup>※1</sup>の構成比が、事業実施前と比較し将来的(3~5年以内)に20ポイント<sup>※2</sup>程度増加すると見込まれること。

※1 商品やサービスごとにある程度のまとまりをもって分野別に分類したもの(決算報告書上の事業部門別や地域別等の情報区分)

※2 例: 事業に占める構成比が10%から40%になった場合→30ポイント増加

(2) 事業承継<sup>※1</sup>を契機に取り組む意欲的な事業

承継事業者が事業承継を契機に取り組む新商品・サービスの開発や販路開拓等の意欲的な事業<sup>※2</sup>で次の要件ア及びイを満たすもの

※1 被承継者から経営資源の全部又は一部を承継すること

※2 事業承継に関連した手続きや資産算定・評価等も補助対象となるが意欲的な事業が必須

※3 原則、被承継者が支出した費用は補助対象となりません。

ア 現在、事業承継に向けて取り組んでいる、又は、これを機に事業承継に着手するものであり、かつ、令和6年1月12日(金)までに承継が完了(完了見込みを含む。)する、又は、将来的(2年以内)に完了する見込みであること

※ 承継が完了したら、それを証明する書類(登記簿謄本等)を追って提出してください。

イ 経営実態がない事業者からの承継やグループ企業等(資本関係を有する親会社や子会社、これらに相当する関係にある事業者等)からの承継ではないこと

(3) 事業承継の時期について

事業承継枠については、事業承継中、或いはこれから事業承継を予定している事業が対象であり、第4次募集分については、令和4年12月5日より前に事業承継が完了している事業は対象となりません。

(参考)

事業承継の進め方については、下記ウェブサイトに掲載された「事業承継ガイドライン」、「事業承継マニュアル」、その他支援ツール等を参考にお使いください。

中小企業庁「事業承継の支援策」

URL:[https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/business\\_succession\\_support\\_measures.html](https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/business_succession_support_measures.html)

Q3-7 業態転換・事業承継枠について、事業承継にあたって発生する設備の処分費用も補助対象となりますか。

A 対象となります。ただし、事業承継を契機に取り組む新商品・サービスの開発、提供や販路開拓等の意欲的な事業の実施が必須です。事業承継に関連した手続きや資産算定・評価、処分費用等のみの場合は対象なりません。

※詳細は手引きP11を参照ください。

Q3-8 個人事業主である親から子への代替わりについても、業態転換・事業承継枠の対象になりますか。

A 対象となりますが、意欲的な事業（親の代では取り組んでいなかったような事業など）の実施が必須です。この場合、売上高減少確認書に記載する売上高は、親の代における売上高になります。

また、本補助金では、承継事業者において発生した経費のみを対象としていますが、親から子への代替わりについては、やむを得ない事情により、親名義で支払った経費も対象となる可能性がありますので、その場合は、事務局に相談してください。事情により、親名義で支払いが認められたにも関わらず、事業承継が取り止めとなった場合は、補助金の返還が発生しますので、ご注意ください。

Q3-9 DX枠の申請要件は。

A ビジネスモデルの変革や業務プロセスの最適化を図る事業で、事業完了後1年以内に、労働生産性が3%以上向上することが見込まれるものが対象となります。

申請様式の第1号の2の4により、事業完了後1年以内に、労働生産性が3%以上向上する見込みであることを示してください。

<対象となる事業例>

- ・食品製造業におけるAIを活用した需要予測システムの開発
- ・製造業における検査工程を自動化するカメラ検査機器の導入、品質管理や作業工程管理システムの導入
- ・宿泊業における予約・接客業務の一元管理システムの導入

※ 上記はあくまで例であり、事業者の皆様からの意欲的な取り組みをお待ちしております。

<対象とならない事業例>

- ・テレワーク推進やビデオ会議等のためにパソコンやタブレット等を社員に支給する事業

Q3-10 カーボンニュートラル枠の申請要件は。

A 二酸化炭素の排出量削減を図る取組みで、事業完了後1年以内に、生産に係る二酸化炭素排出量を減少（生産額/二酸化炭素排出量の比率を3%以上向上）することが見込まれるものが対象となります。

申請様式の第1号の2の6により、事業完了後1年以内に、生産額/二酸化炭素排出量の比率が3%以上向上する見込みであることを示してください。

<対象となる事業例>

- ・化石燃料から電力等への生産設備のエネルギー源の転換に伴う設備導入
- ・グリーン電力への転換に伴う設備更新
- ・カーボンニュートラルLPガスの利用に伴う設備改修
- ・二酸化炭素排出量の見える化に関する取組み

※上記はあくまで例であり、事業者の皆様からの意欲的な取組みをお待ちしております。

<対象とならない事業例>

- ・低燃費車両への更新、LED照明への更新等、設備の更新により消費電力や、燃料等の削減を図る事業

※設備等の更新による生産コストが低減を図る事業は生産性向上枠をご利用ください。

Q3-11 二酸化炭素排出量はどのように算定すればよいですか。

A 月々のエネルギー使用量に排出係数等に乗じて算出します。様式第1号の2の6及び様式第5号の2の6にエネルギー使用量入力表がついており、そちらにエネルギー使用量を入力すれば、自動的に二酸化炭素排出量が算出されます。（申請時には、算定の際に使用した資料を併せてご提出ください。）

様式のエネルギー使用量入力表に記載のない種類のエネルギーをご利用されている場合でも、下記サイトに示された単位発熱量及び排出係数を用いて算出することが可能ですので、事務局にご相談ください。

環境省「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」

URL:<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/>

【補助対象事業について】

Q4-1 第4次募集では12月5日（月）以降に実施した事業が対象とのことですが、12月4日（日）に見積りを徴収し、12月5日（月）に購入費用を支払った備品の購入費用は補助対象になりますか。

A 対象になりません。第4次募集では令和4年12月5日～令和6年1月12日の補助対象期間内に支出しているだけでなく、見積りを徴収する行為についても、12月5日以降である必要があります。

なお、申請時には見積書を添付いただく必要があり、実績報告時には補助対象期間に支出していることがわかる領収書などの提出が必要となります。

Q4-2 第4次募集において、令和4年12月5日（月）以降に実施し、令和5年6月20日（火）（申請受付開始日）までに、支払い済みの経費は補助対象経費となりますか。

A 補助対象経費として認められます。

Q4-3 同じ事業について、国や県の他の補助金を活用している事業は申請できますか。

A この補助金は、国や県が助成する他の制度と重複する事業（国や県等の他の補助金も活用し、補助金の二重交付となる場合）は対象となりません。ただし、重複しない異なる事業（補助対象経費が異なるもの）の場合は活用可能です。

補助金の二重交付とは・・・  
各補助金で定められている補助率を上回って補助金が交付され、事業者負担部分が減少している状況を指します。（例：補助率2/3の場合、事業者負担は1/3、この額が減少する場合は、別の補助金と二重に交付されていることとなり、同時に活用できません。

Q4-4 手引き3頁に記載されている他の助成制度との事業費や内容の棲み分けは、具体的にどうすればよいですか。

A 事業の実施にあたって、事業費をそれぞれ明確に区分し、別々の事業として管理してください。また、請求書等の経理を分けてください。

なお、請求額を区分できない場合は金額の内訳を追記するなど、経費を明確に分割して記載してください。（例：請求額100万円のうち、中小企業ビヨンドコロナ補助金の補助対象経費は50万円 等）

以下、他の補助金との棲み分けの例になります。

(参考図)

A : 中小企業ビヨンドコロナ補助金

45万円(税抜)

A : 「中小企業ビヨンドコロナ補助金」	
事業費(税抜)	45万円
補助金(中小企業:2/3)(税抜)	30万円
事業者負担(1/3)(税抜)	15万円



C : A + B その他補助金(例)

195万円(税抜)

B : その他補助金(例)	
事業費(税抜)	150万円
補助金(1/3)(税抜)	50万円
事業者負担(2/3)(税抜)	100万円



150万円(税抜)

A、Bについて、事業費を棲み分け、重複していなければ、補助金の二重交付にならないため、同時に活用可能

例えば、3Dプリンタ(仮に「3DプリンタA」とします。)を整備するにあたって、他の補助金を活用したとします。この「3DプリンタA」の経費に対して事業者負担が減少する場合は「中小企業ビヨンドコロナ補助金」を活用することはできません。ただし、他の補助金を活用していない別の「3DプリンタB」を整備する場合に、経理を分けることで、「3DプリンタB」に対しては「中小企業ビヨンドコロナ補助金」を活用することができます。

Q4-5 県が主催するイベント等への出展料は補助対象ですか。

A 県が主催するイベントや展示会などの催事への出展料は対象となりません。

Q4-6 補助対象経費や補助金申請額は必ず税抜でなければなりませんか。

A 必ず「消費税及び地方消費税額」を除いた税抜額で記載してください※。

生産性向上枠の場合、補助金の下限が税抜10万円であるため、補助対象経費については、中小企業者の場合は税抜15万円以上、小規模企業者は税抜13.4万円以上である必要があります。これらを下回る場合は補助金が交付されませんのでご注意ください。(税込で計算すると中小企業者は税込16.5万円以上、小規模企業者(個人事業主及びフリーランス含む)は税込14.8万円以上の事業であることが必要)また、補助金の交付決定後、補助対象事業費が30%以上変動する場合は、変更申請が必要となりますので、精査のうえ提出してください。

※ 補助金については、事業者の収入として消費税法上不課税(課税対象外)取

引に該当し、確定申告の際に補助事業における仕入に課される「消費税及び地方消費税額」について、その控除税額の還付を受けることも可能となります。この場合、実質的に補助金の二重交付となるため、この補助事業では、仕入に課される「消費税及び地方消費税額」を含む補助事業において課される全ての「消費税及び地方消費税額」を補助対象外経費として扱うこととします。

※ 「はがき」や「切手」などの通信費も補助の対象となりますが、税抜きで計上するよう注意してください。

Q4-7 複数者からの見積りは必須ですか。また、押印付が必須ですか。

A 発注（委託）先の選定にあたっては、金額の多寡にかかわらず、1件の発注（委託）ごとに、見積り徴取を行ってください。この場合、経済性の観点から、原則として、複数者から見積りを徴取してください（10万円以下の備品は1社からの見積書だけでも可（ただし、PC又はタブレット端末など汎用性が高い備品の場合は、10万円未満でも複数事業者からの見積りが必要）。ただし、発注する事業内容の性質上、複数者からの見積りが困難な場合、該当する事業者1社から見積り聴取を行い契約先とすることができます。この場合、その理由を明記した書類（任意様式）の提出が必要です。

押印付については原則、必須です。しかし、展示会出展等に係る見積書は、展示会事務局が発行しているチラシ（小間代等金額の記載入）等でも代用可能です。

Q4-8 グループ企業からの見積りでもよいですか。

A グループ企業からの見積りも可としますが、その場合、価格の妥当性を担保するため、（10万円以下の備品であっても）見積金額を問わず、複数者からの見積り提出してください。

Q4-9 第4次募集においては、県内事業者への発注が条件となっていますか。

A 第4次募集においては、県内事業者への発注は必須条件ではありません。ただし、優先採択の条件としていますので、詳細は手引きP14をご確認ください。

Q4-10 机や棚、食器などの備品も対象となりますか。

A 補助事業の実施に必要な不可欠と認められるものに限り対象となります。ただし、対象外となるものもありますので、手引きP22をご確認ください。

Q4-11 保証料（購入店舗で追加料金を支払い保証期間の延長をする場合）は対象となりますか。

A 保証料は対象なりません。

Q4-12 ECモール出店登録料とはどのような経費ですか。

A ECモールにお店を出すにあたって発生する初期の登録料が対象となります。また、毎月発生する基本料なども対象となります。ただし、実際の売上に応じて支払

うような経費は対象となりませんので、ご注意ください。

Q4-13 個室にするための間仕切り工事は対象となりますか。

A 補助事業の実施に必要な工事等については、対象とします。

Q4-14 広告宣伝費はどのようなものが対象となりますか。

A 新聞やフリーペーパー等への掲載、折込チラシのほか、テレビCMやWEB広告の掲載など幅広く対象となります。単一の媒体のみを活用した事業も申請いただけますが、他の申請事業と比較して、採択の優先度が低くなる可能性がありますので留意ください。

なお、いずれの媒体を活用する場合においても、本補助金を受けた事業であることを広く周知するため、「富山県中小企業ビヨンドコロナ補助金活用事業（令和〇年〇月〇日作成）」と明記ください。

※ 広告宣伝費については、実績報告時に必要な書類が広告の内容によって異なるため、ご注意ください。（例：TVCMであれば放送確認書など）詳しくは募集の手引きP18をご確認ください。

Q4-15 テレワークやテレビ会議に用いるパソコンやタブレット、DXを進めるためのクラウド活用に伴うサーバー機導入は、補助対象になりますか。

A PC、タブレット端末やサーバー機については、特別枠③DXにおいて、補助事業の実施にあたって必要不可欠である場合や、生産性向上枠で特別枠③DXと同様の用途に使うものを更新する場合において、補助事業以外での使用をしない場合に限り補助対象とします。

なお、補助事業以外での使用が確認された場合、補助金を返還していただきます（申請様式第1号の誓約に記載のとおり）。

※ 中小企業ビヨンドコロナ補助金では、パソコンのサイズ制限等はありません。

Q4-16 パソコンのリース費用は対象となりますか。

A 補助事業の実施に必要と認められれば、パソコンのリース費用も対象となります。ただし、リース期間が、補助対象期間である令和4年12月5日から令和6年1月12日までの期間を超える場合は、令和4年12月5日から令和6年1月12日までの期間に係る費用のみを対象とし、年額等の場合は日割で計算します。

Q4-17 マスクや消毒液、割り箸や弁当容器などの消耗品は対象となりますか。

A 対象となりません。ただし、生産性向上枠におけるLED照明やエコタイヤなどは、事業を行ううえで必要と認められる場合に限り対象となります。

※ 今回の補助金では、使い捨てとなる消耗品は補助対象外です。新事業を始めるにあたって必要となる弁当容器等のデザイン費は対象となります。

Q4-18 家庭用エアコンの購入は助成の対象となりますか。

A 汎用性が高く目的外使用になりうる備品（生活家電等）は対象となりません。ただし、用途を補助事業に限定していると判断できる場合に限り、対象となり得ます。（例：生産性向上枠において、コストを削減するため、エアコンを省エネ性能が高いモデルに更新したり、新事業のため、冷蔵冷凍庫を導入するなど、設置場所を容易に変更できないと判断できるもの）

なお、補助事業以外での使用が確認された場合、補助金の返還が発生します（※申請様式第1号の誓約に記載のとおり）。

Q 4-19 補助対象外経費に人件費とありますが、事業の実施にあたって臨時雇用した場合の人件費は対象になりますか。

A 事業の実施に必要な臨時雇用に係る人件費は対象となります。経費区分上は雑役務費として整理してください。常時雇用される場合は対象となりません。

Q 4-20 人材派遣に係る紹介手数料や、事業実施のための専門家への相談料やコンサルタント費用等は対象となりますか。

A 事業実施にあたって必要不可欠と認められるもの（事業に係るアドバイザーに払う費用等）については審査のうえ対象とします。人材派遣に係る紹介手数料については対象となりません。また、手引きP23にもあるとおり、税務申告書、決算書等作成のために公認会計士等に払う費用や、訴訟等のための弁護士費用、補助金交付申請書等の書類作成に係る費用は対象となりませんのでご注意ください。

Q 4-21 中古商品は対象経費として例外なく認められないのでしょうか。

A 事業に必要であり、市場価格と比較して、価格設定が適正であると判断できるものについては、対象とします。価格の適正については、3者以上の中古品流通業者から徴取した型式や年式が記載された見積もりをもって判断します。

Q 4-22 駐車場の整備は補助対象となりますか。

A 飲食店等で売上向上につながるものに限り、対象となります。ただし、土地の購入経費等（不動産の取得）は対象となりませんのでご注意ください。

Q 4-23 補助対象経費としての車両導入はキッチンカーのみが対象ですか。

A 特別枠においては、キッチンカー以外でも、特殊な設備が搭載される車両等は対象となります。例えば、クレーン付車両や高所作業車両等。（宅配のための車両については、冷凍、冷蔵設備が搭載されたものであれば対象となります。）

また、生産性向上枠においては、事業の用に供する営業車や運送用自動車等についても、更新する場合に限り対象とします。

Q 4-24 太陽光パネルの設置は対象になりますか。

A 自家消費を目的とした太陽光パネルの設置は対象となります。あくまで自家消費に限定しており、売電を目的としたものは対象となりません。また、自家消費目的

で設置したものであっても、余剰電力の売却等により、収益が生じたと認めるときは補助金の全部又は一部に相当する額の返金を求める場合があります。

※手引きP24に記載のとおり、土地に定着させた場合は不動産となるため、補助対象となりません。

【申請書類について】

Q5-1 法人番号が分からない場合はどうしたらよいですか。

A 法人番号は、国税庁のサイトで検索できます。

(法人番号公表サイト「<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>」)

Q5-2 確定申告書を郵送または電子申告等しているため、税務署の受付印や受信通知を受けていません。この確定申告書は提出書類として足りませんか。

A 税務署の受付印・受信通知がなくても問題ありません。

Q5-3 月間事業収入がわかるものとは具体的にどのようなものですか。

A 仕入帳簿、現金出納帳、商品有高帳等で、売り上げ減少確認書で報告する月の収入状況がわかるものです。経理ソフトやエクセルのデータのほか、手書きの台帳のコピーでも可とします。

Q5-4 営業許可証がなくなりました。店に提示している許可証の写真ではだめですか。

A 今回の補助金は許可証の写真でも可とします。ただし、再発行の手続きはとってください。

Q5-5 営業許可証が先代の名義や、妻の名義となっており、申請者と違いますかよいですか。

A 今回の補助金はそれでも可とします。ただし、実態に則して名義変更の手続きをとられるようお願いいたします。

Q5-6 本人確認書類は1種類でよいのでしょうか。

A 運転免許証等の氏名、住所、生年月日が確認できる写真付の公的機関が発行している証明書類のいずれか1つで構いません。

運転免許証で氏名・住所変更のある方は裏面も写しが必要です。

Q5-7 本人確認書類は身体障害者手帳の写しでもよいのでしょうか。

A 写真、氏名、住所、生年月日が確認できる頁の写しを添付いただければ、身体障害者手帳でもかまいません。

Q5-8 申請書や誓約書には押印が必要ですか。

A 不要です。

Q5-9 設備、備品の導入、工事の発注の際の複数事業者からの見積りについては、少額であっても必要ですか。

A 10万円以上の場合に複数事業者からの見積りを行ってください。ただし、PC又はタブレット端末など汎用性が高い備品の場合は、10万円未満でも複数事業者から見積りを行ってください。1点あたり10万円未満であっても、複数導入することで10万円以上となる場合は、複数事業者から見積りが必要となります。

Q5-10 上記見積り書はいつ提出すればよいですか。

A 申請時に収支計画書の添付書類として提出してください。

Q5-11 飲食業は営業許可証（写）の提出は必須条件ですが、ほかの業界（建設業とか不動産業とか塗装業等）は不要ですか。

A それぞれの事業に許認可が必要な場合は、許認可等を取得していることがわかる書類の写しが必用です。（個人事業主のみ：手引きP8の※6）

Q5-12 組合での申請の場合、＜様式第1号の4 売上高減少確認書＞の売上高には、どの収益を記載すればよいですか。

A 損益計算書の収益の部のうち事業収益に係るものを記載してください（賦課金等収入、事業外収益、特別利益は含めません）。

#### 【補助金の支払いについて】

Q6-1 概算払いが認められるのはどのような場合ですか。

A 事業実施にあたって、支出時期が明確であり、かつ差し迫っている場合について、必要性を審査したうえ、1/2以内の概算払いを判断します。残額については事業が完了した時点で、実績報告書を速やかにご提出いただければ、検査のうえ認められたものについて、支払い手続きを進めることができますので、可能な限り速やかに実績報告書の提出をお願いいたします。

Q6-2 事業完了後、補助額（税抜）が10万円を下回った場合はどうなりますか（生産性向上枠の場合）。

A 下限の10万円を下回った場合は、補助金を交付できません。概算払いを受けていた場合は、その金額を返還していただくことになります。精査のうえ申請してください。

【その他】

Q7-1 事業で整備した設備や購入した備品などの取得財産は、いつまで保存しておく必要がありますか。

A 取得財産等については、下記の処分制限期間において、取得財産等管理台帳を（様式第7号）を整備保管するとともに、当該取得財産等に取得年度及び補助金の名称を記載した標章を貼付して管理しなければなりません。

ア 減価償却資産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数又は補助事業の完了の日から10年のいずれか短い期間

イ PCやタブレット端末など汎用性が高い備品等については、アの規定にかかわらず事業が完了した日から5年

※ 補助事業で作成、整備した成果物が電子媒体（HP、動画、テレビCM等）の場合は、当該電子媒体において、「富山県中小企業ビヨンドコロナ補助金活用事業（令和〇年〇月〇日作成）」と表記ください。紙媒体（チラシ作成、広告掲載等）の場合についても、同様に表記ください。

※ 処分制限期間内に取得財産等を処分する場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めます。

Q7-2 支払い関係書類（請求書等）はいつまで保管する必要がありますか。

A 支払い関係書類等は、事業終了後5年間保存する必要があります。

Q7-3 実績報告時に提出する写真はどのようなものを撮影すればよいですか。

A 事業で購入した備品や、工事後（ホームページ作成については、完成したホームページのスクリーンショット）の写真を提出してください。

その際、標章を貼った箇所が写真で確認できるようにしてください。

※ 備品の設置や工事、ホームページのリニューアルを補助対象経費として申請する場合は、申請時に現況の写真を提出いただく必要があります。

Q7-4 オンライン申請の場合、実績報告もオンラインで可能ですか。

A オンラインか郵送のいずれかを選択できます。オンラインでの実績報告の方法については、採択事業者に改めてご連絡いたします。

Q7-5 補助対象品の購入の際のレシートの扱い（支出証拠書類として）について

A 少額の購入等における支出証拠書類としてのレシートは認めますが、レシートに記載される購入品の内容が明確に分からない場合が多いため、レシートの場合は必ずその内容を詳しく記載した別紙一覧表の提出を条件とします。

Q7-6 補助対象期間中に、事業に係る支出や導入する設備の設置等が間に合わない場合は実績報告を遅らせることはできますか。

A できません。補助対象期間中に事業を完了し、実績報告提出期限までに必ず実績

報告書を提出してください。実績報告提出期限に間に合うよう余裕をもって事業計画を立て、しっかりと進捗管理を行ってください。サプライチェーンの寸断・停滞により事業の実施に影響が出る場合は、代替品の利用等もご検討ください。

Q7-7 実績報告は実績報告提出期限（令和6年1月12日（金））までであれば、提出はいつでもよいですか。

A 完了（導入・実施・検証）後20日以内、又は実績報告書提出期限のいずれか早い日までに提出してください。実績報告書提出期限前であっても、完了（導入・実施・検証）後20日以内、に実績報告を行わず、実績報告が遅れた合理的な理由等を証することができない場合は、交付決定を取り消す場合があります。

Q7-8 優先採択について、要件を満たせば採択されますか。また、要件を満たしていない場合は採択されませんか。

A 優先採択については、要件を満たしていた場合に、申請内容を踏まえた上で優先的な採択の参考とするものです。

採択については事業内容が優れていることが前提であり、優先採択の要件を満たしているからといって、採択することを保証するものではありません。

逆に、優先採択の要件を満たしていなくても、事業内容が優れているものは採択します。

Q7-9 県外に本社がある例えば家電量販店などの県内店舗への発注も優先採択の対象となりますか。

A なりません。優先採択は、原則として県内事業者への発注が要件となります。

※ 発注先が県内事業者かどうかは、補助対象者同様、本社登記が富山県内かどうかにより判断します。

Q7-10 優先採択の条件となっている「パートナーシップ構築宣言」とは何ですか。どのように登録すればよいですか。

A 「パートナーシップ構築宣言」は、サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、「発注者」側の立場から企業の代表者の名前で宣言するものです。

「パートナーシップ構築宣言」では、

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
2. 親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）の遵守を宣言し、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトに掲載することで、各企業の取組の「見える化」を行っています。

詳細及び登録方法は下記ポータルサイトをご確認ください。

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

URL : <https://www.biz-partnership.jp/index.html>

【生産性向上枠について】

Q8-1 生産性向上枠の申請要件は。

A 燃料・電力の消費抑制又は原材料費の削減を図る取組み等で、事業完了後に当該事業に係る生産コストが低減することが見込まれるものや省エネ診断の受診及び省エネ診断の結果に基づく省エネ対策が対象となります。

申請様式の第1号の2の7により、事業完了後に生産コストが低減する見込みであることを示してください。

＜対象となる事業例＞

- ・省エネ診断の受診により持続的なコスト削減を実施
- ・省エネ診断結果に基づく設備更新や省エネ対策の実施
- ・高効率装置への更新による不良率の低下・消費電力削減
- ・原材料の変更に伴う製造設備の改修
- ・運送事業におけるハイブリッドカーや電気自動車への更新
- ・現有車両の低燃費化改修、エコドライブ支援システムの導入
- ・業務オペレーションの見直しや改善による業務効率化
- ・作業工程等の切り分けや標準化による生産性向上

※ 上記はあくまで例であり、事業者の皆様からの意欲的な取組みをお待ちしております。

Q8-2 省エネ診断を受診する場合はどこに診断を依頼すればよいですか。

A 省エネ診断の依頼先に制限はございません。電力会社、ガス会社、コンサルタント等のほか、機器の製造メーカーや保守業者等による診断も対象となります。

また、経済産業省資源エネルギー庁においても省エネ診断事業を実施しておりますので、こちらの活用もご検討ください。（この事業に係る受診費用もビヨンドコロナ補助金の対象となります。）

経済産業省資源エネルギー庁「省エネポータルサイト」

URL : [https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/support/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/support/)

「省エネポータルサイト」内の「事業者向け省エネ」の「各種支援制度」をご覧ください。

Q8-3 過去に「省エネ・コスト削減枠」又は「生産性向上枠」で採択されている場合、中小企業ビヨンドコロナ補助金を活用していない省エネ診断の受診結果を基に「生産性向上枠②-2省エネ診断の受診結果に基づく省エネ対策」に申請することはできますか。

A できません。「生産性向上枠②-2省エネ診断の受診結果に基づく省エネ対策」は「生産性向上枠②-1省エネ診断の受診」を活用して受診した結果に基づき申請する必要があります。

そのため、ビヨンドコロナ補助金を活用せず、独自に実施した省エネ診断や、「生

産性向上枠②-1省エネ診断の受診」の対象とならない無料診断等の結果を根拠に「生産性向上枠②-2省エネ診断の受診結果に基づく省エネ対策」に申請することはできません。

また、「生産性向上枠②-1省エネ診断の受診」と「生産性向上枠②-2省エネ診断の受診結果に基づく省エネ対策」を同時申請し、「生産性向上枠②-1省エネ診断の受診」が不採択となった場合は、「生産性向上枠②-2省エネ診断の受診結果に基づく省エネ対策」も不採択となります。

#### 【補助率の引上げについて】

Q9-1 補助率の引上げ要件は。

A 申請時点と比較し、事業完了後1年以内に労働生産性が3%以上向上することが見込まれ、かつ、事業実施期間内に事業場内賃金（時給単価）の平均を10円以上引き上げた場合に対象となります。

申請時に様式第1号の2の8により、事業完了後1年以内に労働生産性が3%以上向上する計画及び賃上げの実施スケジュールをお示してください。

さらに、実績報告の際に様式第5号の2の8により補助事業の実績報告の際に事業完了後1年以内に労働生産性が3%以上向上する見込みであること及び賃上げの実績をご報告ください。

Q9-2 申請し、実績報告で引上げ要件を充足できなかった場合はどうなりますか。

A 引上げを実施していない通常の補助率での交付となります。

Q9-3 省エネ診断単体での申請の場合も対象となりますか。

A 対象となります。

Q9-4 複数の枠で申請している場合、引上げ要件を満たせば、全ての申請について補助率が引き上げられますか。

A すべての申請について、補助率が引き上げられます（特別枠「企業間連携『ワンチームとやま』」「事業転換・事業承継」を除く。）。

Q9-5 従業員数を削減し、引上げ要件を満たした場合でも対象となりますか。

A 申請時の従業員数以上を維持することが必要です。そのため、いかなる理由でも従業員数が減少していた場合は、対象なりません。

様式第1号の2の8および様式第5号の2の8の従業員数は正規雇用、契約社員、パート・アルバイトの合計人数（役員、派遣社員、その他の人数は含めない）を記載してください。従業員がいない場合は、役員または事業主の人数を記載ください。

Q9-6 賃上げの確認書類として、どのような書類を提出すればよいですか。

A 賃上げ実施前（申請時）と賃上げ実施後の時給単価を算出した際の根拠資料（給

与明細一覧表、確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表、労働保険概算・確定保険料申告書、労働保険料等算定基礎賃金等の報告等）を提出してください。

賃金引き上げ前と引き上げ後のそれぞれ1月分の給与額（基本給）、所定労働時間の確認のため、別途、賃金台帳等の提出を求める場合があります。

※労働保険関係書類について、農林・水産業、建設業等で複数の労働保険番号を取得している事業者は、全ての労働保険番号について書類を提出してください。

※令和4年度の確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表、労働保険概算・確定保険料申告書と令和5年度の労働保険料等算定基礎賃金等の報告の比較により従業員数の変化を確認いたします。また、給与明細一覧表、給与明細、賃金台帳等で、基本給及び所定労働時間等を確認いたします。

Q9-7 賃上げについては、所定労働時間の短縮のみによる時給単価の引上げでも対象となりますか。

A 所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少のみによる時給単価の引上げは対象となりません。基本給のベースアップを行うことが必須です。

Q9-8 第3次募集において補助率引上げ申請に係る賃上げを実施した場合、その際の賃上げの実績をもって、第4次募集の補助率引上げ申請を行うことはできますか。

A できません。第4次募集で補助率の引上げを希望する場合は、第3次募集で補助率引上げ要件を充足していたとしても、第4次募集で改めて補助率引上げ要件を充足しなければ補助率の引上げは適用されません。

※第3次募集は第3次募集、第4次募集は第4次募集の事業効果としてそれぞれで労働生産性3%以上向上及び事業場内賃金の平均の10円以上の引上げが必要